平成２７年（フ）第３０８号
大阪市鶴見区今津南３丁目４番15号　佐野マンション202号
債務者　松村雄一朗
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７号
大阪府泉大津市二田町３丁目４番16号今井文化201号、前住所大阪府泉大津市末広町１丁目９番21―1004号
債務者　今井潤一郎
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
埼玉県和光市本町22番１号
債務者　本橋　　功
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
山梨県韮崎市岩下1384番地１
債務者　熊谷　正美
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
山梨県南アルプス市山寺888番地１
債務者　小俣　博彦
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
大津市北比良970番地の183、住民票上の住所京都市右京区太秦西野町15番地５
債務者　松尾　充晃
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３１３号
大阪市西区西本町１丁目14番20―302号
債務者　山田　哲也
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３号
兵庫県伊丹市野間２丁目５番10号
債務者　橘　　伸之
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
広島市安佐南区祇園２丁目25番１―103号
債務者　里岡　知行
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８１号
広島県安芸郡府中町桜ケ丘18番23号
債務者　髙砂　範行
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　佳奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９９号
広島県廿日市市佐方２丁目７番16号
債務者　富山　正広
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２００号
広島県廿日市市佐方２丁目７番16号
債務者　富山　智明
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５号
大分県臼杵市野津町大字白岩1561番地の２
債務者　川野　公文
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城向　一徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６８号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目12番19号
債務者　佐藤　　栄
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９２号
函館市松川町41番14号
債務者　佐々木泰子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７６号
愛知県岡崎市小針町字松山27番地　岡崎橋目寮、住民票上の住所名古屋市南区豊１丁目23番１号　鶴見荘102号
債務者　後藤　雄喜
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８１４号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番14―6105号、前住所大阪府東大阪市横小路町５丁目10番42号
債務者　東堀　　修
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部